

平成23年第13回南三陸町議会臨時会会議録

平成23年12月2日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成23年12月2日(金曜日)

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告

- 第 4 行政報告
 - 第 5 選任第 3号 議会運営委員の選任
 - 第 6 選任第 4号 議会広報に関する特別委員の選任
 - 第 7 議案第 1 1 1号 工事請負契約の締結について
 - 第 8 議案第 1 1 2号 平成 2 3年度南三陸町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

朝晩めっきり冷たくなりました。議員の皆さん、それから執行部の皆さん、体調には気をつけていただき、復旧・復興に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第13回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において7番星 喜美男君、8番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配布したとおりであります。

議会広報に関する特別委員会の山内孝樹君からの辞任願の提出があり、議長において11月30日に許可しましたので、報告いたします。

11月29日、各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果について各常

任委員長から議長に対し報告がありました。

総務常任委員会の委員長に鈴木春光君、副委員長に千葉伸孝君、産業建設常任委員会の委員長に山内孝樹君、副委員長に星 喜美男君、民生教育常任委員会の委員長に菅原辰雄君、副委員長に佐藤宣明君が選任されました。

また、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員長から、副委員長であります三浦清人君の辞任に伴い新副委員長に山内孝樹君が選任されたとの報告がありました。

委員長、副委員長の皆さん、よろしく願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第13回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝申し上げます。

第12回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、先月19日、入谷黒森の志津川トンネル入り口付近で開催された「三陸縦貫自動車道志津川トンネル着工式」についてご報告をさせていただきます。

今回の震災を受け、「復興道路」と名づけられた三陸道の志津川トンネルの着工式には、津島国土交通省政務官、郡東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部長を初めとした多くの関係各位が列席をされました。

志津川トンネルは延長約1,400メートルで、本町側と登米市側の2方向から掘削を進める予定とのことであり、早期の完成が期待されるものであります。先月28日には、歌津から本吉間の路線測量及び地質調査のための本町側の土地立ち入り説明会が平成の森アリーナにおいて開催され、おおむねのルートが示されました。

先ごろ成立した国の第3次補正予算においても三陸沿岸道路として本町エリアの整備に係る事業費が重点的に配分されており、今後「命の道」として事業が推進されるものと思われませんが、本町に計画されているインターの早期開通に向け、これまでも増して推進に向けた取り組みを強化していかなければならないと思っておりますので、議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、先月20日、平野東日本大震災復興対策担当大臣が本町を視察された件についてご報告をさせていただきます。

今回の平野大臣の視察には郡宮城現地対策本部長も同行されまして、町内の復旧状況を視察されるとともに、寄木地区仮設住宅談話室において入居者の方々との懇談が行われました。

その後、本町仮庁舎会議棟において、今後町として復興事業を推進していくに当たっての課題等について意見交換をさせていただきました。その際、私からは、国の第3次補正予算の成立や復興の支援策に被災地の意見が相当程度反映されたことに対し御礼を述べさせていただくとともに、今後の復興事業を推進するための課題となるマンパワーの確保に関し、国の人的、財政的な支援をお願いを申し上げ、加えて、今後設置される「復興庁」を被災県へ設置していただきたいことなどについて要望させていただきました。

さまざまな復興事業に関する制度は、今後その詳細が明らかになってくるものと思われませんが、町の復興を円滑かつ迅速に進められるよう今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、懸案となっている瓦れきの2次仮置き場整備計画の経過についてご報告をさせていただきます。

さきに宮城県から示されました2次仮置き場の分割案に基づき町内に整備を行う予定である2次仮置き場について宮城県との間で検討を重ねた結果、2次仮置き場を整備するに際しては平たんで広い土地を必要とすることから、本町としては戸倉の在郷地区をその候補地として選定いたしました。その後、この案を行政区長、契約講長、土地改良組合の組合長さんと地域の代表者の方々に説明し、ご意見をお伺いしたところ、本計画を進める方向での意見をいただきましたことから、先月27日、当該地の地権者の皆様に対し、本町の瓦れき処理計画について説明会を開催したところであります。

今後においては、本町の復旧・復興を進めていくに当たって大きな課題となっている瓦れきの処理を宮城県と連携を図りながら地権者並びに地域住民の方々のご理解を得て迅速に進めてまいり所存であります。

なお、本町の瓦れき処理の概要につきましては、この後、担当課長から説明をいたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、私の方から瓦れき処理の概要についてご説明申し上

げます。

この行政報告関連資料、カラーの冊子の方をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、2ページでございます。瓦れき処理の流れについてご説明いたします。

まず、南三陸町での瓦れきの発生量、それから今後必要な処理量、上段の表でございますけれども、まず発生量ですが、木くずが12万9,000トン、可燃混合物3万9,000トン、コンクリート・アスファルトが22万トン、そのほか不燃粗大等のごみが21万9,000トンで、合計60万7,000トンという量が現在推計されている瓦れきの総量ということになります。

その中から、町で1次仮置き場で直接処理を行う、あるいは1次仮置き場から県外搬出、これらの数量が12万2,000トン、現在実績それから今後の見込みとして12万2,000トンございまして、その数量を差し引いた数量として合計48万5,000トン、これが今後2次仮置き場での処理の見込み数量となります。

処理の流れでございますけれども、下の方でございますけれども、瓦れきの発生現場から1次仮置き場までの撤去・集積でございますが、これにつきましては現在町の方の事業として行っておりまして、ほぼ現場の方からの撤去作業につきましては9割方終了しているところでございます。今後の流れとして、2次仮置き場へ1次仮置き場から運搬をいたしまして、粗選別、それから破砕・焼却等の処理をしていくわけでございますけれども、1次仮置き場から積み込みをして運搬、それから最終処分、この部分を県に委託して、2次仮置き場での作業というふうに考えております。

それから、3ページの方をごらんいただきたいと思います。処理施設の設置候補地でございます。戸倉地区と申し上げましたけれども、具体には、候補地として考えておりますのは波伝谷漁港の背後地から国道398号をまたいで長柴及び新長柴地区、この図面ではBとCの地区になります。それから、やや内陸側の上沢前地区、この図面ではAの地区となります。この3地区で、面積は約17ヘクタールでございます。それから地権者の方々は61名となっております。この三つの地区を使いまして、今後県の方で業者を選定いたしまして、どの場所にどのような施設が設置されるのかは今後の県の方の事業の進行ぐあいで、各企業からの提案によりまして、それらは決定していくこととなります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

今後の処理のスケジュールでございますけれども、今後のスケジュールにつきましては、年内に地権者及び地域住民の方々の同意を得られたと仮定して作成してございますが、宮城県

におきまして、1月にはプロポーザル方式による各企業からの企画提案の募集を開始いたしまして、2月には業者を決定し、さらに県議会の承認を得て、その後、事業がスタートすることになります。したがって、実際に造成工事、施設の設置工事が始まるのは、早くても平成24年の4月からということになります。それで、6月には一部破砕施設等の稼働が開始になる予定にはなっていますが、焼却炉の運用につきましては、施設の設置に時間がかかるということで、10月ごろからの予定ということになります。

施設がフルに稼働できるのは10月から、さらに25年の9月までの約12カ月、1年間ということになります。25年の10月からは施設の撤去、復旧工事に入りまして、26年の3月には事業が完了する、そういったスケジュールを今考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時13分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 選任第3号 議会運営委員の選任

○議長（後藤清喜君） 日程第5、選任第3号議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において阿部建君、山内孝樹君、菅原辰雄君、及川均君、鈴木春光君、三浦清人君、以上の6人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

日程第6 選任第4号 議会広報に関する特別委員の選任

○議長（後藤清喜君） 日程第6、選任第4号議会広報に関する特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報に関する特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において高橋兼次君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報に関する特別委員は高橋兼次君を選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ご報告を申し上げます。議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選及び議会広報に関する特別委員会において副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。

議会運営委員会の委員長に及川 均君、副委員長に鈴木春光君、議会広報に関する特別委員会の副委員長に星 喜美男君が選任されましたので、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第7 議案第111号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第111号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第111号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は入谷小学校プール建設工事の工事請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の2ページをお開きください。

入谷小学校プール建設工事につきましては、今年の3月7日に公告をさせていただきました、7日から14日まで受け付けをして、それで22日の入札執行の予定でございましたけれども、東日本大震災により中止をしております。今回、年度内の完成を目指して、来年度シーズンに使えるように工事を施工するものでございます。

予算につきましては繰越明許をしております。

工事名でございますけれども、平成22年度入谷小学校プール建設工事。工事場所、南三陸町入谷字童子下地内。工事概要、プール、25メートル掛ける5コース。これはステンレス製でございます。それから、更衣室、トイレ、物入れ、シャワー等、これはバースハウスとして、木造で43.47平米施工します。それから、入札執行日、平成23年11月28日。入札方法、制限つき一般競争入札。入札参加業者、株式会社サトー工務店、以下3社でございます。それから、入札執行結果、最低額が6,600万円、消費税額を除きます、最高額が7,000万円、消費税額を除きます。それから、入札保証金、免除。契約保証金、693万円。前払い金、3,460万円。工事期間、本契約の締結の翌日から平成24年3月26日まででございます。

続きまして、3ページをお開きください。

全体の平面図でございます、上側が北側、校舎のある方でございます。下側がグラウンドのある南側でございます。左側が西側になりまして、この部分にバースハウスの工事をするということです。それから、左側の一番下の方にトイレのような形がありますが、これは外部トイレでございます、グラウンドの利用者が使えるように今回施工させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 前払い金、約50%に近い前払い金ということですが、前払い金の制度と言いますか仕組みと言いますか、こういうのが決まっているものなのかどうか。約半分の50%の前払いということですが、

それから、参加者においても、6社ぐらい今まではあったような気がしますが、3社だけの

理由はどのようなものか。

その2点について伺います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、前払い金でございますけれども、従来まで40%ということでしたけれども、今回被災後に、そういうものは50%まで前払い金という通達がございますので、今回50%。これは、東日本保証協会、東日本、西日本、北海道と三つございますけれども、そこで保証をして進めるということでございます。

それから、3社ということもございますけれども、AAとSランク、すべてに制限付きの一般競争入札、これは南三陸町内のAとSランクでございますけれども、その中で3社が応募したということもございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 前払い金ですが、今まで40%が50%にということだが、40%でもいいんじゃないかと思いますが。なぜ50%にする理由があるのか、その辺。震災だからというような。震災は何もこれには関係はないと思うんですが。それらは余り説得力はないんじゃないですか。震災だから50%にしたというのは、どういうことですか。40%と決まっているんじゃないですか。みんなこれからはそういうふうな50%なのか、特別このプールにおいてはそういうことなのか。前は業者がとも補償みたいにして工事保証を行ってきたわけですがけれども、現在は保証協会の方で工事は保証するということで、その心配はない。前はあったんですよ。前は、前払い金だけいただいて、あとは倒産いっぱいあったんですよ、前は。そういうことですので、保証協会が保証するから、それは間違いがないだろう、工事は責任を持って完成するんだろうと思いますが。40%でいいのではないかと思います。なぜなのか。災害のためと言っても、災害は別に関係がないと思います。今後どうするのか。それらについてご答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 10月1日から、国の通達によりまして町の工事執行規則、従来の40%に対して50%まで、当分の間、そういう範囲の中で改正させていただいて、前払い金を50%支払うものがございます。50%以内という形になります。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 最大50%ということですので、40%であればほぼ十分じゃないかと思いますが、その意味がわからないんです。なぜ50%にするのか。10月1日より50%までが認め

られる。以内ですからね。今後の工事にもこのような考え方で対応していくのかどうか。昔は1割もなかったんですよ、前払い金。今後の考え方、今回はこれで契約がなされたわけですからよろしいとしても、今後はどういう考え方をするのか、ご答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 当分の間ということなものですから、このままずっとということではないと思います。この背景には、資材の調達とか、相当工事量というものがふえてきて、それから労務の手配とかそういう中で、制度的に50%当分の間ということなものですから、その辺の推移を見て対応をしていかなければならないと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者の質問に関連してくるんですけども、10月1日から前払い金の50%、当分の間はそれでやってくれという国の通達だというお話でございます。その内容につきましてはわかるんですが、40%にするのか、あるいは50%、中には30%ということもあるわけですね。そのパーセントの決め方というのは、町が、今回はこの事業については50%の前払い金としますよとやるのか、あるいは業者さんの方から、この事業については30%でいいですよ、あるいは50%出してください、そういった希望があつてやるのか。その都度、その都度、事業によって変わってくるものなのか。やり方がですね。その区分というのがどうなっているのか、それをお聞かせください。

それから、一般競争入札、制限つきということで、町内に本社、支店、あるいは気仙沼、本吉地方ということで地域限定でやられたかと思うんですけども、一般競争入札の場合は最低価格というのは設けなかったのでしょうか。設けないで、安い競争という形になったのかどうか。指名の場合は予定価格を設けるのか。あるいは一般競争、今確認のためにお聞きしているんですけども、どっちだったのですかね。そして、その際、最低価格をもし設けるのであれば、幾ら出したのか。

それから、予定価格が幾らだったのか。といいますのは、先ほど私質問しなかったんですが、行政報告の中で工事の入札結果というのがありました。2件ほど。この予定価格と落札額を見ますと、100%に近い落札率という数字が出ているわけなので。その辺、どのような入札の内容、推移だったのか、それを聞きたいということで今質問しているわけですが。どうなんですか、予定価格とか最低価格等は設置になったのかどうか。幾らぐらいだったのか。お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 前払い金でございますけれども、規則で定めている上限というものは、すべての工事に対してその上限で支払っていくようになります。今までもそういうふうな支払いで行ってございますので、今後もそういう形に進めます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 制限つき一般競争入札につきましては、最低制限価格を設けております。今回の予定価格は、税抜きで6,950万円でございます。最低制限価格は65%でございますので、4,517万5,000円。最低制限価格を上回り、かつ予定価格より一番安かった志津川建設が今回落札をいたしたということでございます。

予定価格6,950万円に対して最低額が6,600万円でございますので、入札執行率は95%ということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第112号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第112号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第112号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、農業災害対策貸付金に係る利子補給金制度導入に伴う債務負担行為を設定するほか、応急仮設住宅に係るエアコン設置工事や集会所施設の設置に要する費用な

ど、緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、4ページの債務負担行為の補正でございますけれども、今回いずれも農業関係で、3件でございます。

23年度からということになってございますが、23年度は貸し付けだけでございまして、実質的な予算は伴ってございません。

それでは、農業災害対策資金利子補給からご説明をさせていただきますが、本件につきましては、台風、あるいは豪雨、低温等の天災等により被害を受けた農産物の被害額が平年所得の20%以上被害があった場合に適用される制度でございます。

貸し付け限度額につきましては、個人については150万円、農業法人等の団体につきましては500万円でございます。町としては1.5%利子補給をする、そういった内容でございます。

それから、その次2件の補正でございますが、いずれも今回の東日本大震災に伴う災害利子補給でございまして、真ん中の農業用施設等災害復旧資金利子補給でございまして、記載のとおり、今回の大震災によりまして農業施設あるいは機械等を修復する場合、その必要な資金に対して利子補給を行うものでございます。なお、貸し付け対象者は、JA南三陸の正組合員、そして貸し付け年齢が20歳以上、かつ最終償還時の年齢が70歳以下ということでございますので、12年間借りる予定でございますと、58歳未満くらいということになります。貸し付け限度額が2,000万円以内ということで、貸し付け金利でございますが、JAの固定金利で1.975%、そのうちJAが利子補給いたしますのが0.738%、町が記載のように0.737%の利子補給。したがって、末端金利は0.5%ということになります。

それから、下段の農業経営安定資金利子補給ということでございますが、これにつきましては、今回の震災によりまして被害を受け、さらに規模を拡大したいという方々に対する融資でございまして、貸し付け対象者は、先ほど申し上げました災害資金と同じようにJAの正組合員で20歳以上、それから償還時の年齢が70歳未満ということでございます。貸し付け限度額が3,000万円でございます。この金利でございますが、先ほど申し上げました災害資金と同じように1.975%の金利でございますが、JAで0.738%、町が0.737%の利子補給をいたしますので、末端金利は0.5%ということでございます。

続きまして、予算書の8ページ、9ページでございます。

8ページは歳入でございますが、今回の歳出にかかわる全額が災害救助費等負担金ということで、全額国県から交付されます。1億9,909万円でございます。

歳出でございますが、災害救助費ということで、工事請負費と備品購入費に分けてございますが、全部で4項目の今回補正でございます。

最初、工事請負費の応急仮設住宅地上デジタル放送難視聴対策工事でございますが、これにつきましては、沼田に2基、共同アンテナを新規に整備をいたします。それから上保呂毛、これは既存の共同アンテナに接続いたします。2地区で、ほぼ300万円の予算でございます。

それから、応急仮設住宅エアコン設置工事でございますが、アンケート調査によりまして、今回エアコンを希望した世帯は470戸。単価は12万円程度でございますので、約5,600万円ほどこれに予算を見込んでございます。

それから、応急仮設住宅電源改良工事、これはアンペア数の変更を行うものでございまして、30アンペアから40アンペアに改良いたします。これは2,195戸、全戸を見込んでございます。これに伴う工事費はおよそ6,600万円ということで、工事請負費全体では1億2,506万5,000円を見込んでございます。

それから、備品購入費7,402万5,000円でございますが、応急仮設住宅の集会所の購入費ということで、6地区予定してございます。坪数によるんですが、「集会所」という名称につきましては平成の森に32坪の集会所を購入いたします。それから「談話室」ということで、5地区でございますが、平均12坪という建坪でございます。廻館仮設住宅、自然の家仮設住宅、大久保、伊里前小、歌津中ということで、5カ所に談話室の集会所を整備いたします。合計6地区に仮設集会所を購入、整備する予定でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 1点だけお伺いします。

備品購入費であります。6カ所、集会所あるいは談話室ということでありますけれども、これは大体完了までに何ぼくらいかかるものですか。いつごろまでにでき上がる予定なのか。それが今最大の関心事だと思うんですが、その辺のところ1点お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今回議決して、それから契約という手続になりまして、その契約か

ら2カ月以内という形になるんですけども、できるだけ早く設置できるように、こちらの方としても対処してまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 寒くなりまして居場所がないと悲鳴が上がっておりますので、2カ月ならず1カ月以内にも、年内にもできないものかという切実なる訴えもありますので、その辺は十分考慮していただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず、債務負担の関係ですけども、これ国の施策というか、国からの通達でもってこういった利子補給等も出てきたかと思うんですが、先ほどの説明を聞きますと、特に2番、3番、農業関係で、正組合員だと。それはわかるんですが、年齢の制限というのがあります。20歳以上、償還時に70歳未満。そういう年齢の区分というのはどういうところから生まれてきたのか。それから、我が町で農業従事者で、この基準内の方々が何戸あって、それ以外の方々が何戸あって、要するに何%の方々が対象になるかということです。今、若者の農業離れということで年とった方々が農業に従事しているのが非常に多いということになっている中で、こういった58歳という年齢が出されると、それでは対象外の人も結構いるのではないかという感じがするので、なぜそういうふうになるのか。銀行でも何でも借り入れる際には60を過ぎるとだめだとか年金をもらっているとだめだということではわかるんですが、しかしながらこれは国の資金を出すわけですから、一般金融機関の感覚とは違って当然ではないかと思うんです。なぜそういうふうな区分をするのか、その辺がちょっとわからないので、その辺のところをお聞かせください。

それから、応急仮設の談話室、集会所の建設、非常に結構なことだと思います。ないところは苦慮しているというお話を聞きますので結構なことなんですが、そうしますとかなり多くの応急仮設住宅、点々としてありますね、6カ所やって、あと何カ所くらい、ないところがあるのか。そして、ないところの方々については、どのような対応をこれからしていくのか。例えば、順次予算がとれたらやっていきますとか、ここは人数が少ないからだめですとかあると思うので、その辺の見通しと言いますか、その辺をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。間もなく12時、昼食の時間となりますけれども、全議案終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） よって、時間延長することといたします。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、債務負担行為のご質問に対してお答えを申し上げます。

3項目の利子補給がございますけれども、下の2項目に関しましては、配偶者と後継者がいる場合につきましては、その方が規定されている年齢に該当する場合には、対象外と言いますか、後継者がいる場合はオーケーだということになっております。

一番初めでございます農業災害対策資金利子補給に関しましては、宮城県と南三陸町が認定した災害に関しまして申請をした段階で対応するというところでございますので、こちらの方は年齢制限がないということになっております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 参事、対象者何人か。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） J Aが取りまとめをしているわけですが、現在、数字は把握してございません。申請する予定の方が1人いると聞いております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅に談話室とか集会所がない地区につきましては、27団地ございました。それで、各自治会とこの辺、話し合いをしてきまして、地区の集会所を利用する自治会と仮設住宅の空き家を利用する、あるいはボランティア団体が設置する、そういうことを含めまして、6団地含めて55団地については一応集会所を自治会が納得して使えるような形になっていまして、3団地、要望があったんですけども残っていまして、これにつきましては横山の1期・2期と幼稚園跡地、横山でございます。ただ、土地のスペースが今ございませんので、これから町といたしましては、3Kの部屋があれば、そちらの方を対処していかなければならないということもございまして、あと用地がこれから対策できるかどうかということになりますけれども、なかなか現段階では用地は難しいのではないかと思います。今の状況でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私も4ページの債務負担行為の件についてお聞きしたいと思います。

ここに、ただいまご説明のとおり1、2、3とあるんですけども、償還期間、7年、12年、14年という数値になろうかと思うんですけども、これはあくまでも被災を受けた農業者に対する債務負担行為の融資という形になるわけですか。それが1点。

それから、ご存じのように、なかなか農地の復旧・復興がなされておられません。一部始まったという情報も聞いておりますけれども、現状を見ると、いささか進行しているとは言いが

たいのかなという思いがするわけですがけれども、その中で、例えば被災地を受けた農地、田んぼにしろ、あるいは畑にしろ、あるいは施設にしろ、この詳細項目もまだ十分認識していないわけなんですけれども、被災を受けた人たちが働く場所がない、まだ自分の土地が復興しないという立場の中で、例えば親戚の被災を受けない地域に行って栽培をしたい、あるいはそこへ施設を建てて農業を始めたいというような話も聞いているんですけれども、そういう人たちも対象になるのかどうか。

この2点、聞かせてください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） まず、対象になるのは被災を受けた方々でございます。被災を受けなかった、例えば入谷地区でありますとか、そういうところに場所を求めて耕作する場合についても対象になります。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） もう一つあったんだけど、被災を受けていながら、例えば保呂毛地区とか中瀬町地区とか田尻畑地区とか、そういう人たちが、今話された被災を受けない入谷地区なら入谷地区に施設を建設して栽培を始めたいというような人には、被災地の人がそういうふうにするんだから当然対象にはなるというような理解の仕方よろしゅうございますか。

○議長（後藤清喜君） ほかに。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 時間も押していますので、手短に行います。

関連ということになるんでしょうか、みなし仮設、アパートに住んでおられる方というのは、入居者の世帯数と地域の範囲、その辺、どのように把握しておられますか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） みなし仮設、いわゆる民間の賃貸住宅というのは、その場所で申請をしてもいいということになっておりますので、例えば仙台にアパートを借りている方は、仙台で申請をしていると、こちらでなかなか把握できなかったという実態がございましたが、うちの方でその辺の調査をいたしました。すべての宮城県内の市町、それから県外につきましても照会をさせていただいて、今のところ、まだ返ってこない分もあるんですが、わかっておる分につきましては、宮城県内で591世帯、1,835名の方が県内のみなし仮設、いわゆるアパート等に入っていることとなります。県外につきましても、今のところわかっているのが6世帯、13名ということでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） これだけ県外に散らばっているということはいろいろ難しさはあると思うんですが、主に集中しているのが登米市かなと思っております。そうした中で、みなし仮設というのは、私は基本的にはこれは失敗だろうと思っています。そもそも行政の支援を受けずとも自立できるという方が住み始めたのが仮設にみなすということになって、いろいろな人が……。一線を引いておいた方がよかったなと思っております。それはそれとしまして、いろいろな不満の声も届いておりますが、その中でも一つ重要だろうと思うのが、情報が全然届いてこない、そのような不満がかなりあるようでございまして、これを何らかの、自治会というのは無理でしょうけれども、情報網みたいなものをつくっていくことができないものかどうか。

それが一つと、もう一つは、登米市、佐沼周辺の場合ですと、よく買い物等に行って、必ず町内の人とどこか会う場所があります。そういったスーパーやホームセンター等に交渉して、一部、南三陸町の掲示板のようなコーナーを設けて、そういったところで情報を発信して伝えていく、そういった方法も考えられるのかなと思うんですけれども、そういった取り組みはどのように思いますか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今ご指摘の件でございますが、今般、第3次補正でその辺が認められて、情報網の整備ということでいろいろな提案がされております。それにつきましては、現時点では、例えばうちの方からメールを発信することができますので、そちらの方で対処がまずできるのかなと。それから、広報につきましても、みなし仮設の申請をしたとき、「希望があれば」ということが今まであって、その方々だけにしか配布をしていなかったということなので、その辺を見直しまして、すべてのみなし仮設の方につきましては広報それから配布物を送付することにいたしました。第3次補正でその辺の情報機器については今提案されておりますので、検討して、こちらで対処したい、そういうふうに考えております。

それから、掲示板等につきましては、今回集会所等もございますので、そちらには既にそういう掲示をしておりますが、そういった提案に基づいて当町でも検討したい、そういうふう考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

開議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第13回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時11分 閉会